（公印省略）

神健保医第1098号-3

令和３年10月13日

公益社団法人神戸市民間病院協会

会長　　西　昂　様

神戸市保健所長　楠　信也

医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科

医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告

することができる事項の一部を改正する告示の施行について（周知依頼）

平素より本市の保健行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記のことについて、厚生労働省より通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴下会員に通知内容の御周知をいただきますようお願いいたします。

記

１　通知文

令和３年９月29日付医政発0929第７号厚生労働省医政局長通知　別添のとおり

２　概要

患者の適切な医療機関の選択に資するよう、令和3年9月27日付厚生労働省告示第347号により、医師又は歯科医師について広告できる事項が以下のとおり変更された

（追加）　（一社）日本専門医機構又は（一社）日本歯科専門医機構が行う医師又は  
歯科医師の専門性に関する認定（専門医機構専門医認定）

（削除）　一定の基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師  
及び歯科医師の専門性に関する認定（学会専門医認定）

適用期日　令和３年10月1日

経過措置

①　適用期日前の学会専門医認定を受けた旨は、当分の間、なお従前の例により広告することができる。

②　専門医機構専門医認定を受けた医師又は歯科医師について広告する場合は、当該認定と同一の基本的な診療領域に該当する専門性について学会専門医認定を受けた旨は広告できない。  
　ただし、学会専門医認定を受けた旨を適用期日において現に広告しているときは、専門医機構専門医認定の広告を行うまでの間は、引き続き当分の間、学会専門医認定を受けた旨を広告できる。

医務薬務課　医務担当

電話：078－322－6797

E-mail: [imuyakumu@office.city.kobe.lg.jp](mailto:imuyakumu@office.city.kobe.lg.jp)